

宮崎県立農業大学校給食業務委託企画提案競技（プロポーザル式）実施要領

1 目的

宮崎県立農業大学校（以下「農業大学校」という。）給食業務の委託について、企画提案を募り、本業務を実施する受託候補者を選定することに関して必要な事項を定めるものである。

2 委託の内容

宮崎県立農業大学校給食業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

3 委託料

(1) 契約上限額

委託期間中の委託料の契約上限額は42,787,800円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。また、委託料は管理運営費に係る人件費等の経費であり、食材料費は含まない。そのため、本実施要領9(2)②の提出書類の見積書及び費用内訳書には、食材料費を含めずに提出すること。

※この金額は契約予定価格を示すものではない。

※食材料費は仕様書4(2)③「食材料費」のとおりとし、受託者が喫食者から直接徴収を行うものとする。

(2) 委託料の支払方法

委託料は、月を単位で支払うものとし、受託者から請求を受けた日から起算して30日以内に支払う。

4 委託期間

委託期間は、令和7年10月1日から令和10年9月30日までとする。ただし、次に掲げる場合には契約を解除することがある。

- (1) 受託者が本件業務に違反したとき。
- (2) 受託者が委託期間内に委託業務を履行する見込みがない又は履行することができないと認められるとき。
- (3) 本件契約の履行に関し、従事者に不正行為があったと認められるとき。
- (4) 受託者が関係法令により行政上の処分を受けたとき。
- (5) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が暴力団関係者（宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団関係者を利用するなどしたと認められるとき。

エ 資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからウまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約をしたと認められるとき。

オ 受託者が、アからウまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（エに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

(6) 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額され、又は削除されたとき。

5 参加資格要件

この企画提案競技に参加することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。

(2) 給食の提供に関する業務について、過去5年以内に実績を有する者。

(3) 「物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）」第2条に規定する入札参加資格を有する者のうち、サービス（役務の提供）に関する業務で、種目が「U-06：食事・給食」である者。

(4) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に規定する営業許可その他本件業務に関連して必要な法令に基づく許可、認可等を受けている者。

(5) 法令違反等による処分が継続していない者。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続き開始、又は民事再生法に基づく再生手続き開始の決定を受けている者は、申立てがなされているものとみなす。

(7) 企画提案書の提出期限の日から起算して1年前の日までの間に労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、その他の労働関係法令の違反によって公訴を提起され、送検され、又は命令その他当該法令の規定に基づく行政処分（是正勧告等の行政指導を除く。）を受けた者でないこと。

(8) この公告の日から受託候補者を決定するまでの間に、宮崎県からの受注業務に関し、入札参加資格停止の措置を受けていない者。

(9) 役員等（法人等の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が暴力団関係者（宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められる者又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。

(10) 県税に未納がない者。

(11) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

7 スケジュール

- | | |
|----------------------|----------------------------|
| (1) 公告 | 令和7年7月30日（水） |
| (2) 質問等の締切 | 令和7年8月 6日（水）午後5時 |
| (3) 企画提案競技参加申込書の提出期限 | 令和7年8月18日（月）午後5時 |
| (4) 企画提案書等の提出期限 | 令和7年8月22日（金）午後5時 |
| (5) プレゼンテーション（ヒアリング） | 令和7年8月28日（木） |
| (6) 審査結果の通知 | 審査会により受託候補者を選定後、速やかに参加者へ通知 |

8 現地確認のスケジュール

- (1) 予約受付期間
令和7年7月30日（水）～令和7年8月20日（水）午後5時
- (2) 現地確認期間
令和7年7月31日（木）～令和7年8月21日（木）午後5時
- (3) 留意点
 - ① 予約のない現地確認及び予約当日の現地確認は認めない。
 - ② 予約の際には、本要領15に示す担当者に必ず次の事項を伝達すること。
 - ・ 事業者名
 - ・ 現地確認の予定日時
 - ③ 予約は先着順とし、希望する時間の現地確認を確約できるものではない。
 - ④ 現地確認は1法人等あたり2名までとする。
 - ⑤ 質問書の提出期限を過ぎた質問及び現地での直接質問は受け付けない。

9 企画提案競技の方法

(1) 参加申込み

企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書（様式第1号）を提出すること。

- ① 提出先
下記15を参照
- ② 提出期限
令和7年8月18日（月）午後5時
- ③ 提出方法
電子メール又はファックス（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

(2) 企画提案書の提出

- ① 企画提案書の内容
本実施要領2「委託の内容」を参照の上、提出すること。

② 提出書類

次の書類をA4ファイル（タテ型）に綴じて正本1部と副本8部（副本は、複写可とする。）提出すること。なお、企画提案に係る費用は全て提案者の負担とする。

ア 企画提案書提出書（様式第3号）

イ 本件業務に関する企画提案書

ウ 見積書（記名・押印要）

受託候補者の選定に当たっては、見積書に記載された金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって選考するので、提案者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

エ 費用内訳書（様式第4号）

オ 定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

カ 当該法人等の概要（委託業務のために配置可能な人員等に関する記述を含む。）を記載した書類（様式第5号）

キ 宣誓書（様式第6号）

ク 寄宿舍等の施設において給食を全面受託している場合の主な受託実績先の名称及び受託期間を提示すること。

③ 提出先

下記15を参照

④ 提出期限

令和7年8月22日（金）午後5時

⑤ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又はそれと同等の手段に限る。以下同じ。）

⑥ 留意事項

ア 法人等が提出した企画提案書等の著作権は、提出した法人等に帰属する。ただし、農業大学校は、必要な場合において企画提案書等の内容の全部又は一部を使用することができる。

イ 提出された書類は、返却しない。

ウ 提出された書類や審査結果は、情報公開条例の規定に基づき開示することができる。この場合において、個人情報又は法人等の正当な利益を害する情報は、非開示となるものであること。

エ 提出期限後の書類の再提出又は差し替えは、原則認めない。

オ ②の提出書類のほか、必要に応じて追加資料の提出を依頼する場合がある。

カ 提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採用の対象としない。

(3) プレゼンテーション

日 時：令和7年8月28日（木）

場 所：宮崎県立農業大学校 管理棟会議室

実施方法：参加者によるプレゼンテーション方式

- ① プレゼンテーションは、1 法人等あたり、説明 20 分 質疑 20 分 計 40 分
- ② 各法人等の審査順は、企画提案書の提出順とし、発表時間は別途通知する。

(4) 質問等

企画提案競技及び仕様書に関する質問は、質問書（様式第 2 号）を提出すること。

- ① 提出先
下記15を参照
- ② 提出期限
令和 7 年 8 月 6 日（水）午後 5 時
- ③ 提出方法
電子メール又はファックス（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）
- ④ 質問の内容及び回答
軽微なものを除き、令和 7 年 8 月 12 日（火）までに県庁ホームページに掲載する。
（質問者名は公表しない。）

(5) 審査項目

審査会において評価する事項及び配点比率は、別添 3 「受託候補者選定評価基準」のとおりとする。

(6) 受託候補者の選定方法

農業大学校内に設置した給食業務委託業者選定審査会（以下「審査会」という。）において、企画提案内容を書面審査、プレゼンテーションに基づいて評価を行い、評価点数の合計点が最も高い者を受託候補者として選定する。

(7) 審査結果の通知

審査結果は、審査会による受託候補者の決定後、採択・不採択にかかわらず速やかに書面で通知する。

なお、審査の経緯は公表しない。また、審査結果に関する意義は一切受け付けない。

(8) 選定対象の除外等

次のいずれかに該当する法人等は、当該参加者の参加資格を欠格とする。また、(6) の決定を受けた受託候補者が、当該決定後に次のいずれかに該当することとなったときは、当該決定を取り消す。

- ① 当該手続きの参加資格を満たさなくなったとき
- ② 提案書を期限までに提出しないとき
- ③ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
- ④ 虚偽内容、その他不正な行為があったと認められるとき
- ⑤ 提案の内容が本実施要領 3 (1) の契約上限額を超えているとき
- ⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、当該手続きに関する条件に違反したとき

10 契約の方法

(1) 契約の締結

- ① 受託候補者と農業大学校は、採択された企画提案書の内容に基づき、業務内容及び管理の基準に関する細目的事項等について協議の上で、受託候補者から見積書を徴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。
- ② 受託候補者との協議が整わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

(2) 契約保証金

受託候補者は、契約に際し、契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。

- ① 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出した場合
- ② 契約を締結しようとする日の属する年度前の2箇年度の間に国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）、地方公共団体（地方独立行政法人並びに地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約（長期継続契約以外の複数年度にわたる契約にあつては、履行完了日が契約を締結しようとする日の属する年度前の2箇年度の間にあるもの）を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証明する書面を提出し、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

(3) 留意事項

受託候補者が(1)の契約の締結までの間に次のいずれかの事項に該当することが判明した場合は、契約を締結しないことがある。

- ① 資金事情の悪化等により、適正な施設管理を継続することが確実でないと認められるとき。
- ② 著しく社会的信用を損なう行為をしたこと等により、受託者としてふさわしくないと認められるとき。

11 農業大学校及び受託者の責任の分担

農業大学校及び受託者の責任は、原則として次の表の左欄に掲げる項目の区分に応じ、それぞれ同表の責任の欄に○印が付いた者が負うものとする。

項 目		責任分担	
		農業大学校	受託者
物価の変動	人件費などの管理経費の増 (人件費増に係る協議は可。)		○
	物価変動に伴う光熱水費等	○	
関連法制度の改正	施設等の設置基準の変更に伴う施設等の新築又は改良	○	
	施設等の管理基準の変更に伴う管理経費の増	協議事項	

	上記以外のもの		○
不可抗力	不可抗力（天災等の農業大学校又は受託者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的人為的現象）に伴う施設等の損壊等により、委託業務が実施できない場合又は支障が生じる場合	協議事項	
施設、設備及び備品（以下「施設等」という。）の損傷	施設等の設置上の明白な瑕疵に係るもの	○	
	施設等の管理上の明白な瑕疵に係るもの		○
	上記以外のもの	協議事項	
施設等利用者等への損害賠償	施設等の設置上の明白な瑕疵に係るもの	○	
	施設等の管理上の明白な瑕疵に係るもの		○
	上記以外のもの	協議事項	
委託業務に要する経費（上記の責任分担とされたもの及び食材料費を除く。）の負担		○	
火災保険の加入		○	
包括的管理責任		○	

12 適正な委託業務の継続が困難になった場合における措置

- (1) 受託者の責めに帰すべき理由により委託業務の適正な実施が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、農業大学校は、受託者に対して本件業務又は経理の状況に関し報告を求め、実施について調査し、又は必要な指示をすることがある。
- (2) 受託者の財政状況が著しく悪化し、本件業務の適正な実施の継続が困難と認められる場合には、農業大学校は、契約を解除することがある。
- (3) (1)又は(2)により契約が解除された場合において、農業大学校に損害が生じたときは、当該契約を解除された受託者は、農業大学校に当該損害を賠償しなければならない。
- (4) 不可抗力その他農業大学校及び受託者の責めに帰することができない事由により委託業務の適正な実施の継続が困難となった場合には、農業大学校及び受託者は、当該委託業務の継続の可否について協議するものとする。

13 添付資料

- (1) 宮崎県立農業大学校給食業務委託仕様書（別添1）
- (2) 宮崎県立農業大学校給食業務企画提案書作成要領（別添2）
- (3) 受託候補者選定評価基準（別添3）

14 提出書類の内容に関する調査

必要に応じて、提出書類等の内容について聴取調査を行う。この場合において、詳細は、法人等に後日連絡する。

15 書類提出及び問い合わせ先

- (1) 住 所 〒884-0005 宮崎県児湯郡高鍋町大字持田5733番地
- (2) 担 当 宮崎県立農業大学校総務課
- (3) 連絡先 電話：0983-23-0120
ファックス：0983-22-2529
メールアドレス：nogyo-daigaku@pref.miyazaki.lg.jp